

古座川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

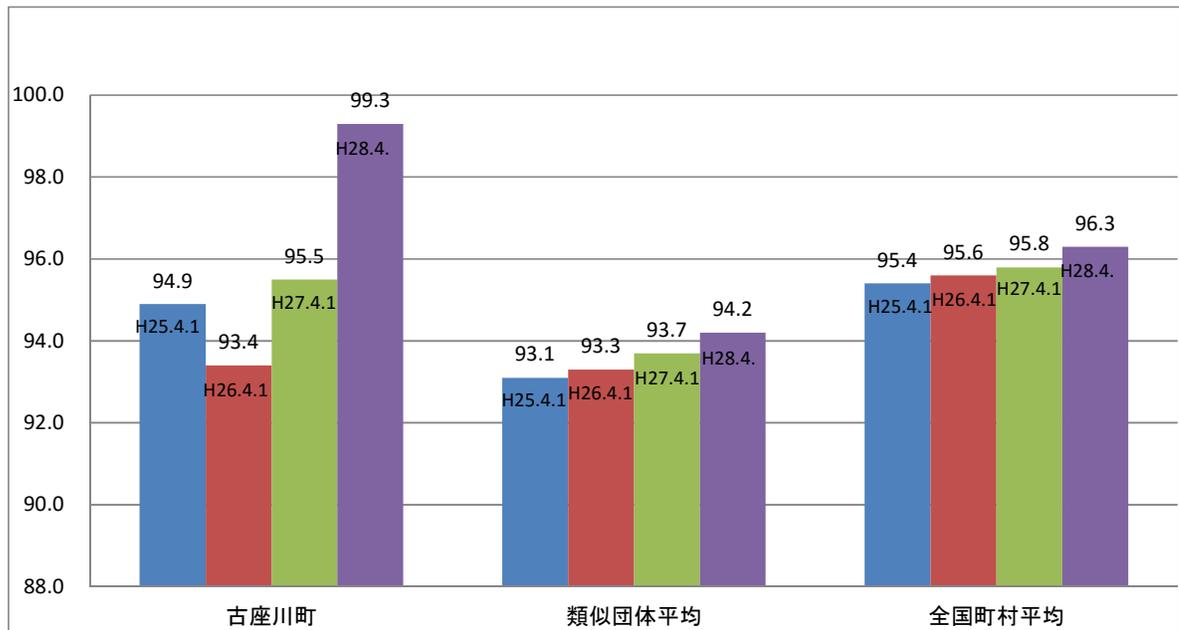
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2,930	千円 3,364,509	千円 569,161	千円 461,374	% 13.7	% 11.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 54	千円 165,434	千円 32,043	千円 62,334	千円 259,811	千円 4,811	千円 5,424

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の若年化により、経験年数10年以上の平均給与月額が上昇したため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し
(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施。
激変緩和のため、3年間（平成29年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古座川町	36.1 歳	267,800 円	322,000 円	292,700 円
和歌山県	43.5 歳	333,359 円	412,524 円	373,411 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.6 歳	295,805 円	338,210 円	322,016 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		古座川町	和歌山県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数21年	経験年数26年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	- 円	- 円	373,400 円	- 円
	高 校 卒	- 円	343,500 円	367,400 円	- 円

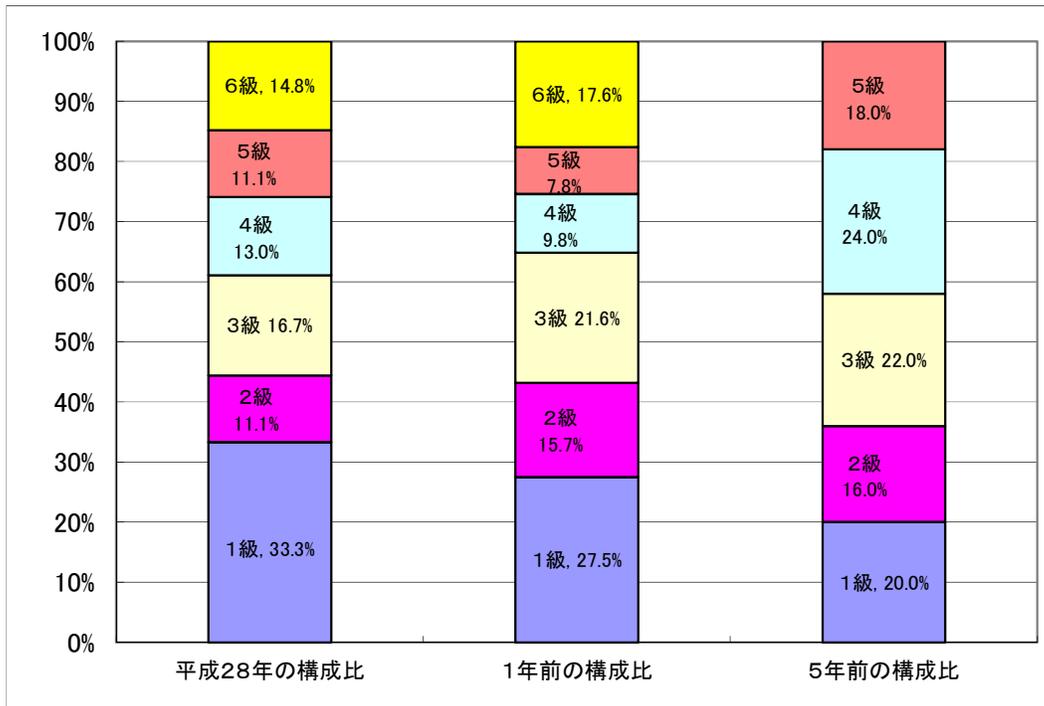
(注) 該当する職員がない場合は「-」としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事、課長、室長、局長、主幹	8	14.8 %	317,000 円	409,000 円
5 級	副課長、副室長、次長、検査員	6	11.1 %	286,200 円	391,800 円
4 級	班長、主任	7	13.0 %	259,900 円	379,800 円
3 級	主査	9	16.7 %	226,400 円	348,800 円
2 級	副主査	6	11.1 %	190,200 円	303,000 円
1 級	主事、主事補	18	33.3 %	140,100 円	246,100 円

- (注) 1 古座川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までの運用	古座川町		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

※平成28年度から人事評価を実施しているが昇給への反映は未実施。

4 職員の手当の状況 (企業職、教育長を除く)

(1) 期末手当・勤勉手当

古座川町	和歌山県	国
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,210 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,594 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 () 月分 () 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10% 管理職加算なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	古座川町		国	
	管理職員	一般職員	管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

※平成28年度から人事評価を実施しているが勤勉手当への反映は平成29年度から実施。

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

古座川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%）			定年前早期退職特例措置（2%～45%）		
1人当たり平均支給額 21,805 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		25,670 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		12,835,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		3.1 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫作業に従事した職員	伝染病防疫作業	0千円	日額5,000円以内
放射線取扱手当	放射線を照射する作業に従事した職員	放射線を照射する作業	0千円	1件当たり200円以内
僻地研究手当	診療所に勤務する医師	医療業務	25,080千円	月額（平均） 1,045,000円
往診手当	診療所に勤務する医師	往診	590千円	往診時の診療点数に10円を乗じた額

(4) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	16,357 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	333 千円
支給実績（26年度決算）	14,147 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	321 千円

(5) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1) 2人まで 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合 6,500円) (2) (1)以外 5,000円 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		7,014 千円	233,800 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員)最高 27,000円 自宅居住職員 2,500円(自宅の新築・購入から5年間に限る) 配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員最高 13,500円	異なる	自宅新築・購入から5年間支給	2,727 千円	151,500 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (支給額) 交通機関等の利用者6箇月定期券等の価額により一括支給ただし、一箇月当たり55,000円が支給限度額 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～24,500円)を毎月支給	同じ		3,634 千円	75,708 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 課長等 30,000円 副課長等 20,000円	異なる	国の支給率 25～8%	5,400 千円	317,647 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 (支給額) 一回 4,200円	同じ		554 千円	16,788 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	577,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	()	()	()	763,000	円/	384,000	円
	副 町 長	501,000	円	630,000	円/	391,800	円
	()	()	()				
報 酬	収 入 役	—	円	—	円/	—	円
	()	()	()				
	議 長	255,000	円	344,000	円/	140,000	円
報 酬	()	()	()				
	副 議 長	195,000	円	279,000	円/	115,000	円
	()	()	()				
期 末 手 当	議 員	175,000	円	261,000	円/	100,000	円
	()	()	()				
	市 区 町 村 長	(27年度支給割合)					
期 末 手 当	副 町 長	3.10 月分					
	収 入 役						
	議 長	(27年度支給割合)					
退 職 手 当	副 議 長	2.60 月分					
	議 員						
	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
退 職 手 当	副 町 長	給料月額×在職月数×43.3/100	11,992千円	任期毎			
	収 入 役	給料月額×在職月数×25.8/100	6,204千円	任期毎			
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

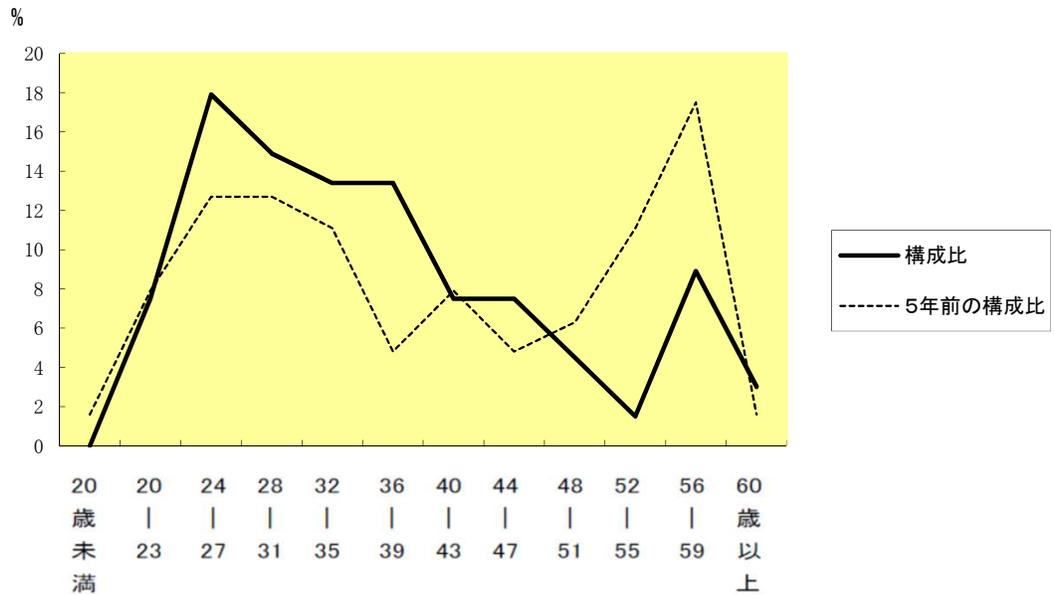
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	議 会	2	2	0	公営住宅、保健福祉センター建設工事終了による減 機構改革により事務量の減 機構改革により事務量の増
	総 務	16	16	0	
	税 務	2	2	0	
	農林水産	5	4	△ 1	
	商 工	1	2	1	
	土 木	7	7	0	
	民 生	1	7	6	
衛 生	10	8	△ 2		
	計	44	48	4	<参考> 人口一人当たり職員数 165.57 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 204.17 人)
	教育部門	6	6	0	保育所、子育て業務を教育委員会に事務委任
	小 計	50	54	4	<参考> 人口一人当たり職員数 186.27 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 242.47 人)
公営企業等会計部門	病院	6	5	△ 1	後期高齢者医療特別会計に職員を配置
	水道	2	2	0	
	その他	7	6	△ 1	
	小 計	15	13	△ 2	
合 計		65 [75]	67 [75]	2 [0]	<参考> 人口一人当たり職員数 231.11 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	12人	10人	9人	9人	5人	5人	3人	1人	6人	2人	67人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	45	45	45	45	44	48	3(6.7%)
教育	6	6	5	5	6	6	0(0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計	51	51	50	50	50	54	3(5.9%)
公営企業等会計	13	13	14	14	15	13	0(0%)
総合計	64	64	64	64	65	67	3(4.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	34,136	4,247	14,996	43.9	49.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	2	6,556	2,730	2,613	11,899	5,950

(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(28年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
古座川町	37.3 歳	305,900 円	467,092 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収には期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

古座川町				団体平均			
1人当たり平均支給額(27年度)				1人当たり平均支給額(27年度)			
1,712 千円				1,464 千円			
(27年度支給割合)				(27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.60 月分	月分	月分	— 月分	— 月分	月分	月分
(—) 月分	(—) 月分	月分	月分	(—) 月分	(—) 月分	月分	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~10%				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(28年4月1日現在)

古座川町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%)					
1人当たり平均支給額 ----- 千円			1人当たり平均支給額 15,854 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	2,132 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	1,066 千円
支給実績（26年度決算）	741 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	371 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1) 2人まで 6,000円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合 6,500円) (2) (1)以外 5,000円 3 満16歳から満22歳の子 5,000円加算	同じ		312 千円	312,000 円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給（支給額） 借家・借間居住職員（月額12,000円を超える家賃を支払っている職員）最高 27,000円 自宅居住職員2,500円（自宅の新築・購入から5年間に限る）配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員最高 13,500円	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給（支給額） 交通機関等の利用者6箇月定期券等の価額により一括支給ただし、一箇月当たり55,000円が支給限度額 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額（2,000円～24,500円）を毎月支給	同じ		46 千円	46 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（支給額） 課長等 給料月額×6% 課長補佐等 給料月額×4%	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給（支給額） 一回 4,200円	同じ		0 千円	0 円